

1-3 大学院研究科の教員組織（専門職大学院を除く）

(表19-3)

研究科・専攻		専任教員数							助手	専任教員のうち		設置基準上必要専任教員数		兼任教員数	備考
		教授	准教授	講師	助教	計	研究指導教員数	研究指導補助教員数		研究指導教員数	研究指導補助教員数				
		特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)									
工学研究科	電子情報工学専攻	9	2			11		9(7)	2(2)	4(3)	3				
	機能材料工学専攻	7	2	1	1	11		8(7)	3(0)	4(3)	3				
	知能機械工学専攻	7	4			11		10(7)	1(0)	4(3)	3				
	電気工学専攻	6	3			9		9(6)		4(3)	3				
	情報工学専攻	10	1	2		13		13(10)		4(3)	3				
	情報通信工学専攻	8	3			11		11(8)		4(3)	3				
	管理工学専攻	8	4	1	1	14		10(7)	4(1)	4(3)	3				
	物質生産システム工学専攻	19	3			22		21(18)	1(1)	4(3)	3				
	知能情報システム工学専攻	15	1			16		11(11)	5(4)	4(3)	3				
社会環境学研究科	社会環境学専攻	11				11		9(9)	2(2)	5(4)	4	9	他兼任3		
合計		100	23	4	2	129		111(90)	18(10)	41(31)	31	9			

( ) 内は教授の数を内数で示す。

- [注] 1 専任教員については、(表19)のうち、大学院研究科の教育を担当する専任教員について専攻、課程ごとに記入してください。
- 2 専門職大学院については、既存の研究科の1専攻として置かれている場合であっても、次表(表19-4)により別に作表してください。
- 3 「専任教員数」欄には、学部・学科等の専任で、たとえば、その学部・学科等に基礎を置く当該研究科・専攻等においても専任として授業を担当している常勤教員数も含めて記入してください。その場合、前表(19-2)の専任教員が、本表にも専任教員に算入されます。
- 4 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学院設置基準等における必要専任教員数に留意して大学院研究科の教育を担当する専任教員数を適切に記入してください。
- 5 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者(研究条件等において専任教員と同等の者)のみを「専任教員数」の欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄(左側)に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。専任者以外の特任者等については「兼任教員数」欄に含めて記入してください。
- 6 「研究指導教員」とは、大学院設置基準第9条第1項各号に掲げる資格を有する教員を指し、「研究指導補助教員」とは、研究指導の補助を行い得る教員を指します。
- 7 「研究指導教員数」欄の( )には、教授の数を内数で記入してください。
- 8 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を同一の課程に重複して算入しないでください。1人の専任教員を修士課程と博士課程の両課程においてそれぞれ1専攻に限り専任とすることはできますが、どちらか一方の課程において、複数の専攻の専任とすることはできませんので、留意してください。
- 9 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数を記入してください。なお、国立大学所属教員については、「兼任」「兼任」を共に「併任」としている場合もありますが、学外からの併任者は「兼任教員数」欄に記入してください。
- 同一の兼任教員が複数の学科を担当する場合は、それぞれ記入してください(重複可)。大学の状況によっては、兼任教員数の欄は専攻ごとではなく研究科全体で記入しても結構です。
- 10 「設置基準上必要専任教員数」欄には、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成11年文部省告示第175号)により算出した数値を記入してください。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合にはその数値を記入するとともに備考欄にその旨を記述してください。
- 11 「助手」欄には、学部・学科等の専任で大学院研究科の業務にも従事している助手数も含めて記入してください。
- 12 専任教務補助員(例えば、いわゆる副手、実験補助員等)、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入してください。